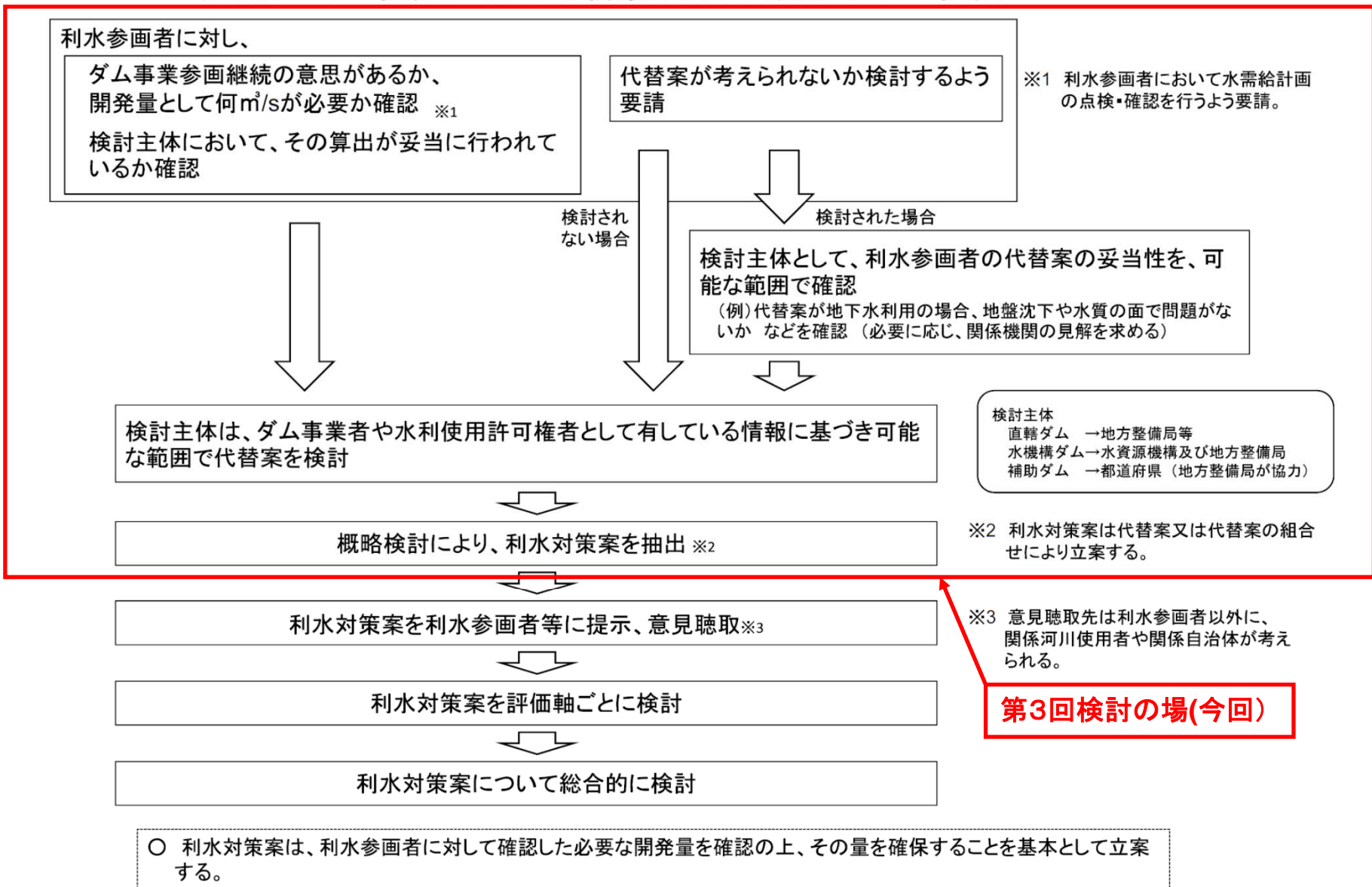


利水参画者の必要な開発量の確認 結果について

国土交通省 北陸地方整備局

利水参画者への確認及び要請

個別ダムの検証における新規利水の観点からの検討



利賀ダム建設事業への利水参画者への要請事項

- 1 必要開発水量について、利水参画者において水需給計画の点検・確認を行うよう要請
- 2 上記1の点検・結果を行った上で、利賀ダム建設事業への利水参画継続の意思の有無、利水に必要となる開発量(m³/s)を確認
- 3 上記2で、利水参画者が利水参画の継続の意思を有する場合、利水参画者において利賀ダム事業以外の代替案の検討を行うよう要請

利賀ダム建設事業への参画希望等の確認結果について

利賀ダム建設事業への利水参画継続の意思確認等の結果

区分	事業主体名	参画継続の意思確認等の状況	
		参画継続の意思	必要とする開発量
工業用水	富山県	有	0.1m ³ /s

利賀ダム建設事業以外の代替案の検討の要請に対する回答

区分	事業主体名	代替案検討の可否及びその理由
工業用水	富山県	利賀川工業用水道事業は、利賀ダムの完成を前提とした事業であることから、利賀ダムにより工業用水を確保することは必要であると考えております。

検討主体が行う必要な開発量の確認について

【目的】

ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目「第4 再評価の視点」(2)④で示されている「必要量の算出が妥当に行われているかを確認する」に基づき、必要量の算定方法の確認を行う。

【利賀ダムの利水参画者と開発計画】

富山県：工業用水として $0.1\text{m}^3/\text{s}$ （1日最大 $8,640\text{ m}^3$ ）

【確認方法】

利水参画者からの提供資料や公表資料をもとに、以下の内容について確認する。

① 開発水量の算定

- ・ 開発水量が、県や市の長期計画に位置付けられているか確認するとともに、需要量の推定について、工業用水道施設設計指針に沿って算出されたものか確認する。

② 工業用水道事業の届け出等の状況

- ・ 工業用水道事業法に基づき経済産業省への届け出がなされているか、経済産業省からの通知があるかを確認する。

③ 事業再評価の状況

- ・ 公共事業の効果的・効率的な執行及び透明性の確保を図る観点から「行政機関が行う政策評価に関する法律」により、実施されている事業の再評価を実施しているか確認する。

検討主体が行う必要な開発量の確認結果(1)

基本事項	計画目標年次	平成34年度
	供給区域の確認	砺波市
	基本式	(計画給水量) × (1 + ロス率)

点検項目		基礎データの確認・推計手法の確認	推計値
用途別使用 水量の原単位	・未分譲区域における需要	・立地想定企業に対応する業種別使用水量原単位を敷地面積に乗じて計上	962m ³ /日
	・分譲済み区域における需要	・既存の工場の契約水量及び企業への調査による増加量を計上	7,200m ³ /日
回収率		・使用水量原単位に考慮されている	—
損失率		・該当なし	—
ロス率		・浸透池方式の採用により浄水施設を設けないことを考慮	5%
自己水源の状況		<ul style="list-style-type: none"> ・利賀ダムを水源として開発するまでの間は、境川ダムの開発水源を一時転用することにより暫定水利権を取得し給水を開始している。 ・給水区域は富山県地下水の採取に関する条例に基づく地下水の観察地域となっており、工業用水道の需要増大が見込まれる中、利賀ダムによる安定した工業用水の供給を図るものである。 ・所要の工業用水道施設の整備は完了している。 ・全て利賀ダムの開発水源を使用する計画となっている 	—
必要な開発量の確認		・需要想定値、自己水源の状況より、必要な開発量を確認	0.1m ³ /s

- ・事業の届け出を行っており、工業用水道事業法第11条に規定する施設基準に適合することが認められている。
- ・平成25年度に事後評価を実施し、経済産業省は補助対象として妥当と判断し、事業の継続が認められている。

検討主体が行う必要な開発量の確認結果(2)

検討主体において行った必要な開発量の確認結果

開発水量については、工業用水道施設設計指針に沿って算出されており、以下の開発量を確保することを基本として利水対策案を立案することとする。

区分	事業主体名	必要な開発量
工業用水	富山県	0.1m ³ /s